

2017年1月地震保険改定のご案内

2017年1月1日以降を保険始期日(中途付帯日・自動継続日を含みます。)とする地震保険に対して、以下の改定を行いました。

※地震保険は「地震保険に関する法律」に基づき、政府と損害保険会社が共同で運営している制度であり、今回の改定は各社共通のものです。

1 地震保険料の改定

地震保険料を以下のとおり改定します。改定後の保険料は、保険の対象の所在地(都道府県)および建物の構造、保険期間、払込方法、地震保険割引により異なりますが、多くの場合、保険料は引き上げとなります。

<年間保険料例>

* 保険期間1年、地震保険金額1,000万円あたり(地震保険割引適用なしの場合)

都道府県	M構造、T構造、1級、2級 (コンクリート造や鉄骨造の建物など)			H構造(注1)、3級(注1) (木造の建物など)		
	改定前	改定後	改定率	改定前	改定後	改定率
岩手、秋田、山形、栃木、群馬、 富山、石川、福井、長野、滋賀、 鳥取、島根、岡山、広島、山口、 福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島	6,500円	6,800円	+4.6%	10,600円	11,400円	+7.5%
福島	6,500円	7,400円	+13.8%	13,000円	14,900円	+14.6%
北海道、青森、新潟、岐阜、京都、 兵庫、奈良	8,400円	8,100円	-3.6%	16,500円	15,300円	-7.3%
宮城、山梨、香川、大分、宮崎、 沖縄	8,400円	9,500円	+13.1%	16,500円	18,400円	+11.5%
愛媛	11,800円	12,000円	+1.7%	24,400円	23,800円	-2.5%
大阪	13,600円	13,200円	-2.9%	24,400円	23,800円	-2.5%
茨城	11,800円	13,500円	+14.4%	24,400円	27,900円	+14.3%
徳島、高知	11,800円	13,500円	+14.4%	27,900円	31,900円	+14.3%
埼玉	13,600円	15,600円	+14.7%	24,400円	27,900円	+14.3%
愛知、三重、和歌山	20,200円	17,100円	-15.3%	32,600円	28,900円	-11.3%
千葉、東京、 神奈川、静岡	20,200円	22,500円	+11.4%	32,600円	36,300円	+11.3%

(注1)激変緩和が適用されている場合は保険料負担が軽減されます。

2 損害区分の細分化(4区分化)

地震保険では、保険金を迅速かつ公正にお支払いするため、保険の対象に生じた損害の程度に応じて損害区分を分け、各々の区分ごとに保険金額の一定割合をお支払いしています。

今回、「地震保険に関する法律施行令」の改正により、保険始期日(中途付帯日・自動継続日を含みます。)が2017年1月1日以降の地震保険では、損害区分が、改定前の3区分(全損・半損・一部損)のうち「半損」が2分割され、4区分(全損・大半損・小半損・一部損)となりました。

なお、全損と一部損の保険金の支払割合や損害区分の認定基準に変更はありません。

詳細については、裏面をご確認ください。

<損害区分と保険金の支払割合>

改定前(3区分)		改定後(4区分)	
損害の程度	お支払いする保険金の額	損害の程度	お支払いする保険金の額
全損	地震保険金額の100% (時価額が限度)	全損	地震保険金額の100% (時価額が限度)
半損	地震保険金額の50% (時価額の50%が限度)	大半損	地震保険金額の60% (時価額の60%が限度)
一部損	地震保険金額の5% (時価額の5%が限度)	小半損	地震保険金額の30% (時価額の30%が限度)
		一部損	地震保険金額の5% (時価額の5%が限度)



<損害区分の認定基準> (2017年1月1日以降始期契約の場合)

損害の程度	損害の状況		お支払いする保険金の額
	建物	家財	
全損	基礎・柱・屋根などの損害額が建物の時価額の50%以上 焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の70%以上	家財の損害額が家財の時価額の80%以上	地震保険金額の100% (時価額が限度)
大半損	基礎・柱・屋根などの損害額が建物の時価額の40%以上50%未満 焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の50%以上70%未満	家財の損害額が家財の時価額の60%以上80%未満	地震保険金額の60% (時価額の60%が限度)
小半損	基礎・柱・屋根などの損害額が建物の時価額の20%以上40%未満 焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の20%以上50%未満	家財の損害額が家財の時価額の30%以上60%未満	地震保険金額の30% (時価額の30%が限度)
一部損	基礎・柱・屋根などの損害額が建物の時価額の3%以上20%未満 建物が床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水を受けた場合で、建物が全損・大半損・小半損に至らないとき	家財の損害額が家財の時価額の10%以上30%未満	地震保険金額の5% (時価額の5%が限度)

3 割引確認資料の拡大

地震保険割引を適用するにあたってご提出いただく確認資料の範囲を以下のとおり拡大します。適用条件を満たすことが確認できる所定の資料の写しをご提出いただきますと、地震保険割引を適用することができます。

既に地震保険をご契約いただいている場合でも、新たに割引適用できる、または割引率が拡大する可能性がありますのでご確認ください。

改定対象となる地震保険割引	改定内容
免震建築物割引 および 耐震等級割引	登録住宅性能評価機関(注)が作成した資料において、対象建物の耐震等級、または対象建物が免震建築物であることを証明した書類であれば、確認資料とすることができるようになります。 (従来は「建設住宅性能評価書」などの特定の書類に限られていました。)
耐震等級割引	「住宅性能証明書」等の耐震等級を一つに特定できない書類であっても、「設計内容証明書」などの登録住宅性能評価機関(注)への届出書類で耐震等級が確認できる場合、その耐震等級を適用できるようになります。 (従来は、耐震等級2または3であることが確認できるものの、耐震等級を一つに特定できない確認資料の場合、耐震等級2を適用していました。)
建築年割引	建築年割引の記載がある保険証券等を確認資料とする場合、その保険証券等に新築年月の記載があることを必要とする要件を廃止します。

(注)登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外のものが作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合は、そのものを含みます。